

令和8年度
久喜市一般廃棄物処理実施計画

令和8年3月

久喜市

1 目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、単年度ごとの一般廃棄物処理事業の計画を定めるものです。

なお、本計画に定める計画処理量その他これに関する数値は、令和8年11月30日から新たに稼働する久喜市クリーンセンターにおける処理を含むものとして定めるものとします。

2 計画区域

久喜市全域

3 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 計画処理量

(1) ごみ・資源物

(単位：t)

種類	計画処理量
燃やせるごみ	33,031
燃やせないごみ	1,350
粗大ごみ ^{※1}	710
有害ごみ	117
びん、缶、ペットボトル	1,600
新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類	3,301
資源プラスチック類、プラスチック製容器包装 ^{※2}	1,485

※1 45ℓのごみ袋に入らない大きさのものや、入っても結べないものとする。ただし、規定の寸法以下の枝木、角材、板、木製品、竹製品、葦製品、籐製品及び傘を除く

※2 菖蒲清掃センター及び八甫清掃センターは、プラスチック製容器包装のみ収集

(2) し尿・浄化槽汚泥

(単位：kℓ)

種類	計画処理量
し尿	782
浄化槽汚泥	16,364
うち農業集落排水処理施設	4,376

(2) 動物死体

(単位：体)

種類	計画処理量
動物死体	310

※ 動物死体は、30 kg未満までとする

5 ごみ処理に関する施策

区分	事業名	実施内容
発生・ 排出抑制	家庭ごみの排出及び収集に関すること	家庭ごみは、家庭ごみ・資源物収集カレンダー等に基づき指定の方法等により集積所に排出されたものを収集するものとする。
	指定ごみ袋による排出に関すること	集積所に排出される家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」については、実費負担方式による指定ごみ袋制度を導入し、分別の徹底による減量意識の高揚とともに、収集の安全性向上及び効率化を図る。
	生ごみ処理機等の購入費等補助制度に関すること	市民を対象に、生ごみ処理機等の購入費等の一部を補助することにより、機器の普及を促進し、生ごみの排出抑制を図る。
	家庭用生ごみ処理機の貸出しに関すること	家庭用生ごみ処理機の無料貸出しを行い、生ごみ処理機の購入を促進し、生ごみの排出抑制を図る。
	剪定枝葉粉碎機の貸出しに関すること	市民や営利を目的としない団体（小中学校やボランティア団体等）に対して剪定枝葉粉碎機の無料貸出しを行い、剪定枝葉の資源化（たい肥化）を促進し、排出抑制を図る。
	資源集団回収事業報奨金制度に関すること	登録団体に対して資源物（新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類）の回収量に応じた報奨金を交付することにより、資源化及び公共収集への排出抑制を図る。
	事業者に対する排出指導の実施に関すること	
月平均 1.5 トン以上の事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入する事業者に対して減量計画書の提出等を求め、その結果を報告させることにより、排出抑制を図る。		
事業系一般廃棄物については、公共収集による収集は行わないものとし、事業者自らの責任において適正に処理するよう指導する。		

区分	事業名	実施内容
分 別 ・ 資 源 化	資源物の分別収集に関する こと	紙類（新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック）、布・衣類、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装（久喜地区においては資源プラスチック類）の分別収集を実施し、資源化を推進する。※1
	分別指導に関する こと	家庭で人が使用した紙おむつ（尿取りパッド）については、住民負担を軽減するため、透明袋又は無色半透明袋で排出されたものであっても収集するものとする。
		集積所に排出された不適正分別等のごみについては、混入物等の理由を明記したシールを貼付することにより、再分別の排出を促す。
		久喜宮代衛生組合と連携することにより、自己搬入の分別状況を確認し、必要に応じて排出者に分別指導を行う。
		家庭から排出された「燃やせるごみ」の湿ベース組成分類調査を行い、分別状況を把握する。
		「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」の配布や「ごみ・資源物分別アプリ」の配信を実施することにより、ごみと資源物の分別を促進する。
		「家庭ごみ・資源物集積所」などの看板を配布することにより、ごみと資源物の分別等を集積所の利用者に周知する。
	資源化に関する こと	小型家電リサイクル法認定事業者との連携協定に基づき、小型家電及びパソコンの宅配便戸別回収による資源化を推進する。
		プリンター製造事業者が共同で実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、家庭用の使用済みインクカートリッジを回収し、資源化を推進する。
食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の責務について周知することで、事業所から発生した食品廃棄物（事業系一般廃棄物）の減量及び資源化を推進する。		

※1 令和8年11月30日以降のプラスチック製容器包装（久喜地区においては資源プラスチック類）は分別区分の変更により「燃やせるごみ」として焼却処理をし、発生する熱でサーマルリサイクルを行う。

区分	事業名	実施内容
そ の 他	広報・広聴等に関する こと	ごみの適正排出や再利用などの普及啓発を図るため、ホームページ等に啓発記事を掲載する。
		ごみの適正排出や再利用などの普及啓発を図るため、行政区などからの要請に応じた出前講座を実施する。
		ごみ処理の現状について市民等の理解を深め、ごみの適正排出や再利用などの普及啓発を図るため、ごみ処理施設等の視察や施設見学の受入れを実施する。
	ごみ集積所の設置等に関する こと	集積所の設置等は、「ごみ集積所の設置基準等に関する要綱」に基づき実施する。
	ふれあい収集に関する こと	自ら集積所に家庭ごみを排出することが困難で、身近な人等の協力を得られない高齢者等のみで構成される世帯を対象に、戸別収集を実施する。
	一時多量ごみに関する こと	多量の家庭ごみを排出する場合は、収集業務に支障をきたすおそれがあるため、集積所に排出せずに、排出者自ら、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者への依頼により処理施設に搬入し、処理するよう指導する。
	廃棄物減量等推進員制度 に関する こと	家庭ごみの分別等の啓発について、廃棄物減量等推進員を委嘱し、地域住民間における分別等の意識の高揚を促進する。
	ごみ集積所整備費等補助 制度に関する こと	集積所の清掃又は維持管理その他集積所を整備する事業に必要な経費の一部を補助することにより、集積所を清潔に維持管理する地域の活動を支援する。
	動物の死体に関する こと	動物の死体は、原則として、排出者自ら、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者への依頼により処理施設に搬入し、処理するよう指導する。
資源物の持ち去りに関 する こと	集積所に排出されたごみ、資源物（びん、缶、ペットボトル、新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類、プラスチック）を第三者が持ち去る行為を抑止するため、ごみ及び資源物の持ち去りについて、職員によるパトロールを実施する。	

6 し尿・浄化槽汚泥の処理に関する施策

区分	事業名	実施内容
発生・運搬	し尿及び浄化槽汚泥の運搬体制に関すること	し尿及び浄化槽汚泥の安定的・継続的な運搬体制を確保する。
再生利用	し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること	し尿処理施設から発生した汚泥を堆肥化する。
施設 維持管理	し尿処理施設の維持管理に関すること	し尿及び浄化槽汚泥を安全で安定的に継続処理を行うため、し尿処理施設を適正に管理運営する。

7 収集運搬計画

(1) ごみ・資源物・動物死体

○久喜地区

種類	排出方法	収集運搬主体	収集回数	搬入先
燃やせるごみ	指定袋	委託	週2回	久喜宮代清掃センター※1
	無色透明又は半透明袋	許可 自己搬入	随時	
燃やせないごみ	指定袋	委託	月1回	久喜宮代清掃センター
	無色透明又は半透明袋	自己搬入	随時	
有害ごみ	無色透明又は半透明袋	委託	月1回	
		自己搬入	随時	
びん、缶、ペットボトル	無色透明又は半透明袋	委託	週1回	(株)ウィズウェイストジャパン※2
		許可 自己搬入	随時	
新聞、雑誌・ぎつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類	ひもで十字に縛る	委託	月2回	久喜宮代資源リサイクル事業協同組合※2
		許可 自己搬入	随時	
資源プラスチック類 (令和8年11月29日まで)	無色透明又は半透明袋	委託	週1回	(株)ウィズウェイストジャパン※2
		許可 自己搬入	随時	
動物死体 (30kgまで)	袋に入れて段ボール	許可	随時	久喜宮代清掃センター※3
		自己搬入		

※1 令和8年11月30日から委託及び許可分は久喜市クリーンセンター

※2 許可及び自己搬入分は久喜宮代清掃センター

ただし、令和8年11月30日から許可分は久喜市クリーンセンター

※3 令和8年11月30日から許可分は久喜市クリーンセンター

○菖蒲地区

種類	排出方法	収集運搬主体	収集回数	搬入先
燃やせるごみ	指定袋	委 託	週 2 回	菖蒲清掃センター※ ²
	無色透明又は半透明袋	許 可 自己搬入	随時	
燃やせないごみ	指定袋	委 託	月 1 回	菖蒲清掃センター※ ³
	無色透明又は半透明袋	自己搬入	随時	
有害ごみ	無色透明又は半透明袋	委 託	月 1 回	菖蒲清掃センター
		自己搬入	随時	
びん、缶、ペットボトル	無色透明又は半透明袋	委 託	月 2 回※ ¹	(株)ウイズウェイストジャパン※ ⁴
		許 可	随時	
		自己搬入		
新聞、雑誌・ぎつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類	ひもで十字に縛る	委 託	月 2 回	久喜宮代資源リサイクル事業協同組合※ ⁴
		許 可	随時	
		自己搬入		
プラスチック製容器包装 (令和 8 年 11 月 29 日まで)	無色透明又は半透明袋	委 託	週 1 回	(株)ウイズウェイストジャパン※ ⁴
		許 可	随時	
		自己搬入		
動物死体 (30kg まで)	袋に入れて段ボール	許 可	随時	菖蒲清掃センター※ ⁵
		自己搬入		

※1 令和 8 年 11 月 30 日から週 1 回

※2 令和 8 年 11 月 30 日から委託及び許可分は久喜市クリーンセンター

※3 令和 8 年 11 月 30 日から委託分は久喜市クリーンセンター

※4 許可及び自己搬入分は菖蒲清掃センター

ただし、令和 8 年 11 月 30 日から許可分は久喜市クリーンセンター

※5 令和 8 年 11 月 30 日から許可分は久喜市クリーンセンター

○栗橋地区

種類	排出方法	収集運搬主体	収集回数	搬入先
燃やせるごみ	指定袋	委 託	週 2 回	八甫清掃センター※ ³
	無色透明又は半透明袋	許 可 自己搬入	随時	
燃やせないごみ	指定袋	委 託	月 1 回	八甫清掃センター
	無色透明又は半透明袋	自己搬入	随時	
有害ごみ	無色透明又は半透明袋	委 託	月 1 回	
		自己搬入	随時	
びん、缶※ ¹	ネット又はコンテナ※ ¹	委 託	月 2 回※ ²	八甫清掃センター※ ⁴
	無色透明又は半透明袋	許 可 自己搬入	随時	
ペットボトル※ ¹	ネット又はコンテナ※ ¹	委 託	週 1 回	
	無色透明又は半透明袋	許 可 自己搬入	随時	
新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類	ひもで十字に縛る	委 託	月 2 回	久喜宮代資源リサイクル事業協同組合※ ⁵
		許 可 自己搬入	随時	
プラスチック製容器包装 (令和 8 年 11 月 29 日まで)	無色透明又は半透明袋	委 託	週 1 回	(株)ウィズウェイストジャパン※ ⁵
		許 可 自己搬入	随時	
動物死体 (30kg まで)	袋に入れて段ボール	許 可	随時	八甫清掃センター※ ⁶
		自己搬入		

※1 令和 8 年 11 月 30 日から無色透明又は半透明袋にびん、缶及びペットボトルをまとめて入れて排出する

※2 令和 8 年 11 月 30 日から週 1 回

※3 令和 8 年 11 月 30 日から委託及び許可分は久喜市クリーンセンター

※4 令和 8 年 11 月 30 日から委託分は(株)ウィズウェイストジャパン、許可分は久喜市クリーンセンター

※5 許可及び自己搬入分は八甫清掃センター

ただし、令和 8 年 11 月 30 日から許可分は久喜市クリーンセンター

※6 令和 8 年 11 月 30 日から許可分は久喜市クリーンセンター

○鷲宮地区

種類	排出方法	収集運搬主体	収集回数	搬入先
燃やせるごみ	指定袋	委 託	週 2 回	八甫清掃センター※ ³
	無色透明又は半透明袋	許 可 自己搬入	随時	
燃やせないごみ	指定袋	委 託	月 1 回	八甫清掃センター※ ⁴
	無色透明又は半透明袋	自己搬入	随時	
有害ごみ	無色透明又は半透明袋	委 託	月 1 回	八甫清掃センター
		自己搬入	随時	
びん、缶※ ¹	ネット又はコンテナ※ ¹	委 託	月 2 回※ ²	八甫清掃センター※ ⁵
	無色透明又は半透明袋	許 可 自己搬入	随時	
ペットボトル※ ¹	ネット又はコンテナ※ ¹	委 託	週 1 回	八甫清掃センター※ ⁵
	無色透明又は半透明袋	許 可 自己搬入	随時	
新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類	ひもで十字に縛る	委 託	月 2 回	久喜宮代資源リサイクル事業協同組合※ ⁶
		許 可	随時	
		自己搬入		
プラスチック製容器包装 (令和 8 年 11 月 29 日まで)	無色透明又は半透明袋	委 託	週 1 回	(株)ウィズウェイストジャパン※ ⁶
		許 可	随時	
		自己搬入		
動物死体 (30kg まで)	袋に入れて段ボール	許 可 自己搬入	随時	八甫清掃センター※ ⁷

※1 令和 8 年 11 月 30 日から無色透明又は半透明袋にびん、缶及びペットボトルをまとめて入れて排出する

※2 令和 8 年 11 月 30 日から週 1 回

※3 令和 8 年 11 月 30 日から委託及び許可分は久喜市クリーンセンター

※4 令和 8 年 11 月 30 日から委託分は久喜市クリーンセンター

※5 令和 8 年 11 月 30 日から委託分は(株)ウィズウェイストジャパン、許可分は久喜市クリーンセンター

※6 許可及び自己搬入分は八甫清掃センター

ただし、令和 8 年 11 月 30 日から許可分は久喜市クリーンセンター

※7 令和 8 年 11 月 30 日から許可分は久喜市クリーンセンター

(2) 取り扱いできないごみ

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第22条第1項各号並びに久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例第12条に規定する廃棄物及び法令その他の規定により製造事業者等に引き取り義務があるものを排出してはならない。

種類	例示	処分方法の指示
有害性のあるもの	工業薬品（硫酸、塩酸、苛性ソーダ等）など	販売店又は専門の業者等に処理を依頼すること。
危険性のあるもの	ガスボンベ類など	販売店又は専門の業者等に処理を依頼すること。
爆発性又は引火性のあるもの	ガソリン、シンナー、灯油など	販売店又は専門の業者等に処理を依頼すること。
著しく悪臭を発するもの	現像液など	販売店又は専門の業者等に処理を依頼すること。
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	廃棄物処理法第2条第3項の規定に基づき同法施行令第1条各号で定めるもの	専門の業者等に処理を依頼すること。
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により指定されているもの	エアコン、洗濯機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機	左記の指定品を取り扱う小売業者又は製造事業者、廃棄物処理業許可業者に処理を依頼すること。
一般廃棄物広域認定制度により認定されているもの	パーソナルコンピュータ	製造事業者等に処理を依頼すること。
	自動車	自動車販売店等の事業者等に処理を依頼すること。
	自動二輪車及び原動機付自転車	販売店や指定引き取り窓口に処理を依頼すること。
	消火器	製造事業者等に処理を依頼すること。
	F R P 船	製造事業者等に処理を依頼すること。
	火薬類	製造事業者等に処理を依頼すること。
	印刷機	製造事業者等に処理を依頼すること。

		すること。
	密閉型蓄電池及び開放型蓄電池	製造事業者等に処理を依頼すること。
適正処理困難物	久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例第12条に基づき久喜宮代衛生組合が適正処理困難物として指定したもの (オイル、バッテリー、タイヤ、耐火金庫、ピアノ、ボーリングのボール、卓球台、ダンベル、ソーラーシステム、太陽熱温水器、パチンコ台、スロット台、ドラム缶、つけもの石、農業用機械、農業用ビニール、農薬、リヤカー、コンクリート、ブロック、かわら、土木建築廃材、家屋の解体やリフォームに伴うもの等)	販売店や専門の処理業者等に処理を依頼すること。
在宅医療廃棄物（鋭利なもの）	注射針、点滴針、翼状針、ペン型自己注射針	かかりつけの医療機関や薬局に返却すること。

(3) し尿・浄化槽汚泥等

種類	収集運搬主体	搬入先
し尿	許 可	八甫清掃センター し尿処理施設
浄化槽汚泥		
うち農業集落排水処理施設		

7-2 一般廃棄物収集運搬業許可及び浄化槽清掃業許可について

本計画において、許可業者が収集運搬主体となる一般廃棄物収集運搬業務については、既存の業者の能力（業者数、許可車両の能力等）で対応することが可能である。これは、浄化槽清掃業務についても同様である。今後、適正な処理体制の確保のために必要と判断する場合がない限り、新規の許可は認めない。

7-3 事業系食品リサイクル推進について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づきリサイクルを促進するため、食品関連事業者等が一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して区域外の資源化施設で食品廃棄物の処分を行うときは、搬出先自治体の承諾が得られることを条件に、市長が必要と認めた場合、区域外の民間処理施設へ搬入（運搬）することができる。

8 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理手数料

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第25条に規定する料金とする。

9 中間処理計画

八甫清掃センターし尿処理施設

施設名	八甫清掃センターし尿処理施設
所在地	埼玉県久喜市八甫 2 5 2 5
竣工年	平成 7 年（令和 6 年 3 月改良工事完了済）
処理方式	標準脱窒素処理＋高度処理
処理能力	70k1/日
稼働予定日数	365 日/年
処理見込量	21,522k1/年 (し尿 782k1/年、浄化槽汚泥 20,740k1/年)

10 食品循環資源等の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づく処理

①（久喜地区内事業所からの委託処理によるもの）

施設名	株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 3 2 8
処理方式	堆肥化
計画搬入量	31.2t/年 (日本信号株式会社久喜事業所 9.6t、コープ久喜店 14.4t、ミライザカ久喜駅前 7.2t)

②（久喜地区内事業所からの委託処理によるもの）

施設名	ニューエナジーふじみ野株式会社
施設所在地	埼玉県ふじみ野市駒林 1 0 3 3 - 1
処理方式	メタン発酵
計画搬入量	68.52t/年 (セブンイレブン久喜南店 1.44t、セブンイレブン久喜東口店 1.8t、セブンイレブン久喜本町1丁目店 4.2t セブンイレブン久喜インター店 6.12t、セブンイレブン久喜樋ノ口店 4.92t、セブンイレブン久喜六万部店 1.44t セブンイレブン久喜北2丁目店 3.48t、セブンイレブン久喜西口店 4.08t、セブンイレブン久喜栗原2丁目店 2.64t セブンイレブン久喜総合運動公園西店 5.04t、セブンイレブン久喜上清久店 2.52t、セブンイレブン久喜吉羽2丁目店 2.16t セブンイレブン久喜青葉4丁目店 4.68t、マルエツ久喜店 24.0t)

③ (久喜地区内事業所からの委託処理によるもの)

施設名	バイオエナジー株式会社 城南島工場
施設所在地	東京都大田区城南島3-4-4
処理方式	メタン発酵によるガス化
計画搬入量	0.66t/年 (セブンイレブン久喜南店0.02t、セブンイレブン久喜駅東口店0.02t、セブンイレブン久喜本町1丁目店0.02t セブンイレブン久喜インター店0.02t、セブンイレブン久喜樋ノ口店0.02t、セブンイレブン久喜六万部店0.02t セブンイレブン久喜北2丁目店0.02t、セブンイレブン久喜駅西口店0.02t、セブンイレブン久喜栗原2丁目店0.02t セブンイレブン久喜総合運動公園西店0.02t、セブンイレブン久喜上清久店0.02t、セブンイレブン久喜吉羽2丁目店0.02t セブンイレブン久喜青葉4丁目店0.02t、マルエツ久喜店0.4t)

④ (久喜地区内事業所からの委託処理によるもの)

施設名	株式会社生ごみリサイクルセンター
施設所在地	栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1084番地1
処理方式	堆肥化
計画搬入量	54.0t/年 (イトーヨーカ堂久喜店)

⑤ (菖蒲地区内事業所からの委託処理によるもの)

施設名	株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328
処理方式	堆肥化
計画搬入量	81.6t/年 (モラージュ菖蒲24.0t、ヨークマート菖蒲店48.0t、 マミーマート菖蒲店9.6t)

⑥ (菖蒲地区内事業所からの委託処理によるもの)

施設名	ニューエナジーふじみ野株式会社
施設所在地	埼玉県ふじみ野市駒林1033-1
処理方式	メタン発酵
計画搬入量	150.0t/年 (モラージュ菖蒲)

⑦（栗橋地区内事業所からの委託処理によるもの）

施設名	ニューエナジーふじみ野株式会社
施設所在地	埼玉県ふじみ野市駒林1033-1
処理方式	メタン発酵
計画搬入量	24.0t/年（イオンスタイル南栗橋店）

⑧（鷺宮地区内事業所からの委託処理によるもの）

施設名	株式会社生ごみリサイクルセンター
施設所在地	栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1084番地1
処理方式	堆肥化
計画搬入量	36.0t/年（イトーヨーカ堂アリオ鷺宮店）

11 資源化計画

①（資源集団回収による資源化）

種類	計画量
紙類、布・衣類	1,500 t/年

②（し尿処理汚泥資源化）

施設名	株式会社南信サービス
所在地	長野県下伊那郡松川町元大島2715-43
処理方法	肥料化
計画搬入量	40t/年（し尿処理施設汚泥、沈砂）

施設名	クリーンユーキ株式会社 佐久工場
所在地	長野県佐久市大字志賀字柳原989
処理方法	汚泥堆肥化
計画搬入量	600t/年（し尿処理施設脱水汚泥）

施設名	よりいコンポスト株式会社
所在地	大里郡寄居町大字三ヶ山352
処理方法	汚泥堆肥化
計画搬入量	400t/年（し尿処理施設脱水汚泥）

12 廃棄物を搬入する施設の指定及び受入れ時間等

(1) ごみ・資源物

令和8年度久喜宮代衛生組合一般廃棄物処理実施計画に定める施設

(2) し尿・浄化槽汚泥

八甫清掃センターし尿処理施設

種類	搬入区域	形態	受付時間
し尿及び 浄化槽汚泥	久喜市全域	許可	月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後4時45分

(3) 動物死体

令和8年度久喜宮代衛生組合一般廃棄物処理実施計画に定める施設

13 災害時における対応について

災害時については、久喜市地域防災計画等に基づき対応する。

14 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表（ごみ）

令和8年3月1日現在

番号	業者名	電話番号	所在地	許可区域			
				久喜	菖蒲	栗橋	鷲宮
1	(株)セントラル・アメニティ	0480-44-3116	久喜市久喜東 3-7-10	○			
2	宮内建材興業(株)	0480-21-0813	久喜市野久喜 128	○			
3	日栄総業(株)	0480-21-1226	久喜市本町 7-2-88	○			
4	(株)埼玉タウン	0480-24-4161	久喜市六万部 568-1	○			
5	(有)原田電気工事	0480-85-8466	久喜市菖蒲町三箇 805	○	○		
6	(株)ソーシャルサービス	0480-85-6015	久喜市菖蒲町三箇 2878-1	○			
7	(有)鴨田商事	0480-85-5049	久喜市菖蒲町菖蒲 55		○		
8	金子商事(株)	0480-87-1107	久喜市菖蒲町上大崎 424-1		○ 限定		
9	(株)ブシュー	0480-85-3211	久喜市菖蒲町下栢間 2846-2 (菖蒲営業所)		○ 食リ		
10	加藤商店	0480-85-4163	久喜市菖蒲町小林 3321		○ 限定		
11	日豊産業(株)	0480-52-5944	久喜市北広島 673-1			○	○
12	(公社)久喜市シルバー人材センター	0480-47-0237	久喜市間鎌 251-1	○	○	○	○
13	(有)岡本商事	0480-58-2520	久喜市八甫 4-663	○		○	○
14	(株)渡邊興業	0480-58-2525	久喜市八甫 2525	○		○ 食リ	○

番号	業 者 名	電話番号	所 在 地	許可区域			
				久喜	菖蒲	栗橋	鷺宮
15	橘商会	090-1544-4120	久喜市東大輪 30-7	○			
16	(株)高田産業	0480-34-5401	宮代町川端 4-13-5	○		○ 限定	○ 限定
17	エイ・エル・クリーン	0480-34-6298	宮代町東 403-1	○			
18	(有)瀬山商店	048-766-2171	白岡市白岡 824-18 グリーン レジデンス B-101	○			
19	(有)大晃商事	048-542-9792	鴻巣市人形 3-2-32		○ 限定		
20	ウム・ヴェルト(株)	0280-23-2828	加須市栄 368-1	○			
21	町の便利屋いさかじゅん	090-8726-4966	加須市久下 4-46-7	○			
22	(有)金陣運送	0480-31-7717	加須市杓子木字堤外 774-1			○	○
23	富沢商店	0480-32-1549	杉戸町杉戸 484-2	○			
24	安住環境整美(株)	048-798-1192	さいたま市岩槻区高曽根 1037	○	○ 動物	○ 動物	○ 動物
25	(有)太盛	048-663-0461	さいたま市大宮区榎引町 1- 381	○			
26	(有)クリーンアップ・やま	048-665-5267	さいたま市北区榎引町 2-331	○			
27	(株)高橋産商	048-652-8884	さいたま市北区吉野町 2-5- 12	○ 食リ			
28	(株)便利屋アルファ	048-682-5377	さいたま市見沼区丸ヶ崎 1220 ベンチャーオフィスK 1 203号	○			

番号	業 者 名	電話番号	所 在 地	許可区域			
				久喜	菖蒲	栗橋	鷺宮
29	(株)高澤商店	0493-23-6392	東松山市六軒町 18-13	○	○ 限定		
30	(株)ヤマキ	048-532-1740	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	○			
31	(株)イズミ	050-3537-8725	行田市埼玉 4173-2	○			
32	クリーンシステム(株)	048-564-6488	さいたま市浦和区常盤 5-2-18	○ 食リ	○ 食リ限定		
33	(株)十河サービス	03-5995-3701	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	○ 食リ			○ 限定
34	(株)ワンステップサービス	048-764-3333	蓮田市馬込 5-45	○ 遺品	○ 遺品	○ 遺品	○ 遺品

- ※1 食リ：食品循環資源の再利用等の促進に関する法律に基づく廃棄物の取扱いを実施
- ※2 限定：許可区域内の事業所（店舗）限定許可
- ※3 動物：動物死体の限定許可
- ※4 遺品：遺品整理業に伴う廃棄物の限定許可

15 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表（し尿）

令和8年3月1日現在

番号	業者名	電話番号	所在地	許可区域			
				久喜	菖蒲	栗橋	鷺宮
1	(有)鴨田商事	0480-85-5049	久喜市菖蒲町菖蒲 55		○		
2	(株)小島商事	0480-52-0367	久喜市栗橋東 6-22-54			○	○
3	(有)岡本商事	0480-58-2520	久喜市八甫 4-663			○	○
4	(株)渡邊興業	0480-58-2525	久喜市八甫 2525			○	○
5	共栄衛生(有)	048-735-0015	春日部市豊野町 3-5-1	○			

16 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表 (浄化槽汚泥)

令和8年3月1日現在

番号	業 者 名	電話番号	所 在 地	許可区域			
				久喜	菖蒲	栗橋	鷲宮
1	(有)鴨田商事	0480-85-5049	久喜市菖蒲町菖蒲 55		○		
2	(株)小島商事	0480-52-0367	久喜市栗橋東 6-22-54	○		○	○
3	(有)岡本商事	0480-58-2520	久喜市八甫 4-663	○		○	○
4	(株)渡邊興業	0480-58-2525	久喜市八甫 2525	○		○	○
5	(有)観音前興業	0480-34-2027	宮代町大字国納 561	○			
6	(有)あすま商事	0480-33-4532	宮代町東姫宮 1-17-13	○			
7	共栄衛生(有)	048-735-0015	春日部市豊野町 3-5-1	○			
8	安住環境整美(株)	048-798-1192	さいたま市岩槻区高曾根 1037	○			
9	アテックス(株)	048-590-5707	北本市中央 4-74	○			
10	エスシーエス(株)	048-936-1234	草加市青柳 2-19-10	○			
11	(株)加藤商事	048-624-1611	さいたま市西区大字中釘 2228-5	○			
12	都市管理サービス(株)	048-794-8000	さいたま市岩槻区上野 4-3- 10	○			